災害時における災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動体制等(案)

1 活動体制等の考え方

○ 活動体制は、DPAT活動要領を基に、他県の例を参考として、岩手 DPAT 運営要綱等の案を作成したもの。

・ 精神科医療システムに対する支援

・ 精神保健に係る普及啓発

・ 活動情報の引継ぎ

2 活動体制の主な内容

1:岩手 DPAT 運営要綱(案)

(1)活動内容

ア内容

- 情報収集とアセスメント
- ・ 一般住民及び支援者に対する支援
- 活動実績の登録
- ・ その他必要な業務
- イ 資機材

あらゆる状況を想定し、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(2)編成

指定医療機関の職員をもって編成することを基本とし、医師1名以上を含む数名程度で班を構成する。 ※ 岩手 DPAT を構成する班員は、研修を修了した者とする。

※ 必要に応じて、複数指定医療機関における混合編成とする場合もある。

(3) 出動基準

- ア 被災地域の市町村長から災害対策基本法第68条に基づく要請があった場合
- イ 被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第74条に基づく要請があった場合
- ウ 他の都道府県知事等から「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」又は「全 国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく派遣要請があった場合
- エ その他、知事が特に必要と認めた場合

(4)出動要請

ア 出動基準に照らし、出動し対応することが効果的であると判断したときは、出動要請書により、指定医療機関の長に対して要請する。(指定医療機関で単独編成できる班を優先して出動する)

イ 災害等の状況により、他都道府県に対して派遣要請が必要であると判断したときは、厚生労働省若 しくは他都道府県に派遣要請する。

2: 岩手 DPAT 運用計画 (案)

(1) 岩手県 DPAT 調整本部

ア 出動基準に該当する災害等が県内で発生した場合、必要に応じて、県庁内に DPAT 調整本部を設置。 イ DPAT 統括者 (DMHISS に統括者として事前登録している者)、調整本部担当者(県障がい保健福祉課員等)を配置。

- ※ 統括者は、下記の要件を満たす者とする。
- ・ 災害精神医療、精神科救急体制に関わる精神科医師、又は地域精神医療に関わる精神科医師のいずれかを満たす者
- ・ DPAT 先遣隊研修を受講済み又は今後受講する意志がある者
- ・ 夜間土日の緊急連絡体制の確保できる者
- ウ 調整本部は、災害医療本部コーディネーター及び DMAT 調整本部等と連携を図りながら、
- · DPAT の出動要請調整及び派遣先調整
- · 岩手 DPAT 指定医療機関に対する災害状況等の情報提供
- ・ 県内で活動する全ての DPAT の指揮、調整及びロジスティック
- 災害対策本部、DPAT活動拠点本部等との連絡及び調整
- ・ 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集
- ・ 患者移送及び受入れの総合調整
- ・ DPAT の活動が円滑に行われるための支援
- ・ 厚生労働省及び災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- ・ その他必要な業務

2:岩手 DPAT 活動計画(案)(続き)

(2) 岩手県 DPAT 活動拠点本部

- ア 必要に応じて、DPAT活動拠点本部を設置。
- イ 活動拠点本部統括者、活動拠点本部担当者(原則として、岩手 DPAT 班員若しくは県精神保健福祉センター職員)を配置。
- ウ 活動拠点本部は、調整本部の指揮のもと、災害医療地域コーディネーターと連携を図りながら、
- ・ 参集した DPAT の指揮及び調整
- ・ 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集
- 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整
- ・ その他必要な業務

3: DPATの活動における他機関との連携体制(イメージ)

DPAT

自治体病院

国立病院

民間病院

精神保健福祉

センター

DHEAT

· 行政機関 等

災害医療体制の中のDPAT

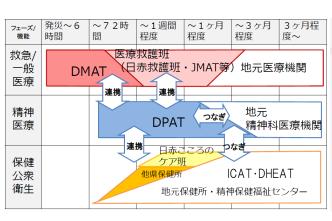
災害医療

災害医療 (精神科区療

災害医療コーディネーター



DPATフェイズごとの連携体制



<u>4 : 岩手 DPAT の出動に関する協定(案)</u>

災害保健

(1) 指揮命令系統等

DMAT

JMAT

日赤

保健所

ICAT

- ア 岩手 DPAT に対する指揮命令及び調整は、岩手県が指定する者が行う。
- イ 岩手県以外の被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DPAT 受入れに係る体制の中で活動。

(2)費用弁償等

- ア 岩手 DPAT が実施した活動に要する下記の費用は、岩手県が負担。
 - ・ 岩手 DPAT の移動に要する経費
 - ・ 岩手 DPAT が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - ・ 岩手 DPAT 班員が活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - ・ この協定の実施のために要した経費のうち岩手県が必要と認めた経費
- イ 応援協定に基づく要請により活動に要した費用は、応援協定の定めにより負担。
- ウ 災害救助法が適用となった要請により活動に要した費用は、災害救助法及び災害救助法施行令の定めにより負担。

5:その他

上記の運営要綱、運用計画及び協定に基づく具体的な運用、活動の検証及び研修のあり方等については、関係機関による災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営会議(仮称)において、今後、検討協議していく。